支援便り



令和5年1月発行 第6号 串木野養護学校 支援部

今号は「特別支援学級」、「通級による指導」の指導時間(時間割等)についてまとめました。

「特別支援学級」について

児童生徒が特別支援学級で学ぶ時間は、週<u>9時間以上が目安</u>になります。ただし、自閉症・情緒障害特別支援学級で知的障害のない児童生徒等は、社会性等の育成を図るため、通常学級での指導時間数を増やすことも考えられます。いずれにしても、どの教科を特別支援学級、通常学級(交流学級)で学習するか、児童生徒の実態に応じてしっかり検討して決めていきます。

【知的障害特別支援学級の時間割例】

知的障害特別支援学級では、児童生徒の状態や経験に応じて、「日常生活の指導」や「生活単元学習」、「作業学習」などの「各教科等を合わせた指導」を設定したり、個々の課題に合わせた「自立活動」の時間を設定したりして指導を行うことがあります。

小学校知的障害特別支援学級(2年生)例

	月	火	水	木	金	
1	日常生活の指導					
2	国語	国語	国語	国語	生活	
3	算数	算数	算数	算数	(図工)	
4	(体育)	国語	生活	道徳	(図工)	
5	生単	(音楽)	生単	(体育)	(音楽)	
6	(学活)					

※ ()は交流学級で行う授業

○ <u>道徳</u>,特別活動及び自立活動は設定 せずに編成することは可能です。その 場合,「各教科等を合わせた指導」の 中でねらいを持って計画的に指導を行 うとともに,各教科等と関連付ける等 して指導を行います。

○ 知的障害学級だから必ず「生活単元学習」や「作業学習」(中学校)などの「各教科等を合わせた指導」を設定するわけではなく、下学年の教科や知的障害特別支援学校の各教科等、児童生徒が最も力を伸ばせる教育課程を編成することが大切です。

【自閉症・情緒障害特別支援学級の時間割例】

基本的には、該当学年の学習をします。しかし、特別の教育課程を編成することになるので「当該学年の内容に配慮・支援をプラスする」ものとして、自立活動を取り入れます。また、当該学年の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えることができますが、将来履修漏れが懸念されるので慎重に検討する必要があります。

中学校自閉症・情緒障害特別支援学級(1年生)例

	月	火	水	木	金
1	自立	社会	国語	社会	自立
	活動				活動
2	英語	(数学)	(美術)	(体育)	学活
3	(総合)	英語	(数学)	英語	国語
4	(音楽)	(理科)	(理科)	(技家)	社会
5	(数学)	国語	(音楽)	(数学)	(体育)
6		(技家)	道徳	国語	(総合)

※ ()は交流学級で行う授業

- 中学校では、特別支援学級の担任だけでなく、各教科担当の教員が授業を行います。本人の実態や本人・保護者の願い、学校の体制などを考慮しながら調整していく必要があります。
- 小・中学校に準じて指導を行うので、 道徳や特別活動等の領域の時間を自立活 動にまるごと替えることは望ましくあり ません。

「通級による指導」(通級指導教室)について

通級指導教室での指導時間数は、週 I ~ 8 時間(年35~280時間)までとなっています。 指導する単位時間数や時間帯については、学校や地域、児童生徒のニーズ、指導内容などを考慮して適切に決めていきます。

鹿児島県内の言語障害通級指導は、週 I ~ 2 時間程度、自閉症・情緒障害通級指導は週 2 ~ 3 時間程度がほとんどです。

通常の学級 (各教科等の授業)

通級による指導

(障害による学習上または生活上の困難を 改善・克服するための指導) = 自立活動 各教科の遅れを取り戻すための学習ではない。

小・中学校の場合,通級による指導は、①「教育課程の一部を替えて行う場合」と②「教育課程に加えて行う場合」があります。(高等学校における通級による指導の場合は、代替できない教科・科目などがあります。)

	学年相応の授業時数	通級による
		指導時数
\bigcirc	通常の学級での授業時数	
		<u> </u>
2	通常の学級での授業時数	

①の教育課程の一部を替えて行う場合は、同じ曜日の同じ時間帯の学習が通年欠けることになるので、在籍学級と連携して通級日を替えるなどの配慮が必要となります。②の教育課程に加えて行う場合は、主に放課後に実施となるので児童生徒の体力的な負担とならないように、また、部活との兼ね合いなども配慮することが必要です。

【通級による指導の実施形態】

通級による指導の実施形態には3つあります。, それぞれメリットや留意点があるので, 実施の際には十分な検討が必要です。

〇 自校通級

児童生徒が在籍する学校に通級指導教室が設置されており、その教室に通って指導を 受ける形態

〇 他校通級

児童生徒が在籍している学校に通級指導教室が設置されておらず,他の学校に設置されている通級指導教室に,週に何単位時間か定期的に通級して指導を受ける形態

〇 巡回指導

通級による指導の担当教員が、該当する児童生徒のいる学校に赴き、場合によっては 複数の学校を巡回して指導を行う形態

【通級による指導の指導形態】

個別指導が中心となりますが、集団活動への参加、コミュニケーション、対人関係などについて課題のあることが多いので、個別指導と小集団指導を組み合わせて行い、教育効果を高めるようにします。

